

電子マニフェストの導入・運用について

株式会社京葉興業

営業部 営業管理課 係長 渡辺 芳徳

◇企業プロフィール

今日、産業活動の多様化・高度化や社会生活の成熟化など、環境問題が地球規模で広がりを見せています。廃棄物処理においては、単に焼却や埋立処理だけではなく、循環型社会構築のためのリサイクル処理や環境負荷の低減に向けて、処理システムの構築に取り組んで行かなければなりません。

京葉興業は、「廃棄物処理を通じて、快適な環境と自然との共生」を目指し、すべての生き物にとって、優しく豊かな環境を次の世代に残すために、未来を見据えたグローバルな視野と先端技術で地球に貢献していくことこそが使命と考えております。

◇企業概要

会社名：株式会社京葉興業

設立：1964年(昭和39年)7月17日

資本金：5,000万円(2017年3月期末)

業務内容：産業廃棄物収集運搬及び処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬及び処分業、一般廃棄物収集運搬及び処分業、廃棄物処理に関するコンサルタント業及び維持管理、土木工事請負業 等

本社所在地：東京都江戸川区篠崎町1-2-6

プラント：改質固化処理プラント、廃水処理プラント、ステーション・あーる、福島焼却プラント

従業員数：405名

1. 電子マニフェスト導入の経緯と利用状況

当社では、排出事業者からの要望により、2007年にJWNETに加入しました。そのころ、大手建設系や医療関連の排出事業者、ASP[※]業者などが独自のプログラムを開発し、電子マニフェストをより利用しやすい環境の整備が進んでいました。そこで当社も、2008年から排出事業者のニーズにより、各ASPサービスに対応してまいりました。

その後、電子マニフェスト利用の取引先が増えていく中で、当社システムとJWNETを直接つなぐEDI[※]を開発することにより、電子マニフェストの利用環境を改善し、2010年から電子マニフェストの本格的な運用が始まりました。

2010年以降の電子マニフェスト利用率は、**図1**に示すとおり毎年増加しております。

※ASP：電子マニフェストのEDI方式を活用して、利用者のニーズに応じたカスタマイズしたサービス等を提供する事業者。

※EDI：Electronic Data Interchangeの略。電子情報を標準的な形式に統一して、企業間で電子的に交換する仕組み。

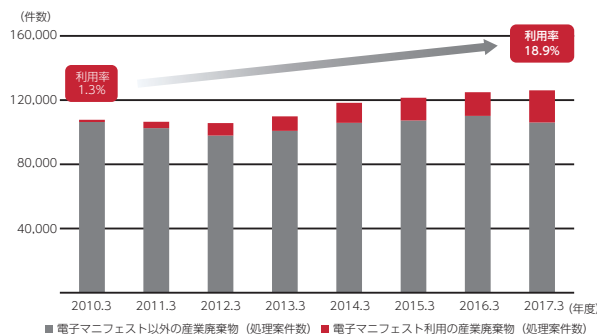


図1 当社の電子マニフェスト利用状況

2. 当社システムの概要

当社で開発したシステムでは、処理案件(電子マニフェスト)1件ごとに電子マニフェスト番号、運搬及び処分数量と終了日を日報に入力するようになっております。そして、入力された情報は当日夜間にサーバーでJWNETに受け入れられるようにデータ変換されたのち、JWNETへ自動的にデータ送信されます(図2)。例えば、当社の廃水処理プラントで1日50件の日報入力をする、50件のマニフェストデータが夜間にJWNETに送信されます(図3)。このように、日報(請求データや廃棄物処理法に定められている帳簿及び実績報告書の

データとしても利用) の作成とJWNETへの報告を兼ねた作業効率のよいシステムを開発しました。



図2 当社システムの概要



図3 廃水処理プラントでのシステム運用ケース

3. 電子マニフェスト利用のメリット

電子マニフェストの利用は、紙マニフェストと比較すると、以下のようなメリットがあります。

(1) 正確性

必須項目が入力されないとエラー表示が出て入力が進まないため、入力漏れがありません。緊急時にはすぐに入力ができるので、スピーディな廃棄物の搬出が可能です(紙マニフェスト作成の時間削減)。

(2) 簡易性

手書きや印刷の手間が省けます。誤入力時の修正が容易です。また排出事業者においては、都道府県への報告はJWNETから自動で行われるので、産業廃棄物管理票交付等状況報告書の作成が不要です。

(3) 検索性

インターネット環境が整ったパソコンがあれば、どこでも廃棄物の状況検索が可能です。複数の廃棄物の状況を一覧で閲覧可能ですし、過去のマニフェストの検索にも便利です。

(4) 保管性

マニフェスト情報はサーバー上で保管されますので、紙マニフェスト保管スペースが削減され、マニフェストの劣化や紛失がありません。

また、処理業者としては、排出事業者への紙マニフェストの返送が不要になる事で送付費用がかからない、請求書との日付や数量確認が容易にできる等のメリットがあります。

4. 電子マニフェスト利用の課題

電子マニフェストの利用にあたっては、以下のような課題もあると考えております。

(1) 運用にかかる料金

電子マニフェストシステムの基本料金、使用料金の他、ASPを利用した場合には別途ASPのシステム利用料が発生します。

(2) 紙マニフェストとの併用

排出事業者・収集運搬業者・処分業者の3者全てがJWNETに加入をしていないと電子マニフェストは利用できません。1者でも未加入の場合、紙マニフェストの利用となります。

(3) マニフェスト情報と廃棄物の不一致

マニフェスト情報を確認するための受渡確認票が発行されていないと、事前情報と廃棄物との整合性がとれないケースがあります。

(4) 操作方法が複雑

システムの操作を正確かつスムーズに行うには、ある程度の操作回数と時間が必要です。

(5) ASPへの対応

JWNETに登録しているASP業者も増えており、排出事業者に対応した複数のASPの導入は、処理業者としては業務が煩雑になります。

5. 今後の取組み

近年、産業廃棄物の不法投棄や不正転売等、不適正な産業廃棄物処理が大きな社会問題となっています。また、廃棄物処理法の改正により、今後、罰則の強化や特定の産業廃棄物に対する電子マニフェストの利用の義務化が行われます。排出事業者には産業廃棄物管理の徹底が求められており、廃棄物処理を随時確認できる電子マニフェストで管理する流れになってきております。

特に「マニフェスト情報と廃棄物の不一致」については、排出事業者にご注意いただきたい点です。当社では、排出事業者との契約時に「電子マニフェスト導入についての確認事項」なる確認書を提案させて頂き、円滑な廃棄物処理のために、運用時の注意事項を双方で確認しています。マニフェスト情報と実際の廃棄物情報の整合性がとれないと、電子マニフェストの運用も煩雑になります。情報の整合性をとるためにも、紙の受渡確認票の発行を排出事業者にお願いしておりますし、ご用意できない場合は当社で作成しました受渡確認票を乗務員が持参して廃棄物の収集運搬を行っております。

また、当社では社内研修等で全社的な電子マニフェストの理解促進をはかっており、社会の変化、排出事業者のニーズに応じた対応を常に準備しております。

今後も、電子マニフェストを通じた産業廃棄物の適正処理に努めてまいります。